

# 大 阪 府 情 報 公 開 条 例 の 運 用 状 況

(平成23年度)

1 行政文書の公開	1
2 法人文書の公開	3
3 情報の公表	4
4 情報の提供	4
5 会議の公開	5
6 出資法人の情報公開	5

## 1 行政文書の公開

### [請求処理状況]

府の行政機関が保有する文書に関し、2,101件（うち取下げ382件）の公開請求があり、このうち、取下げを除く1,719件に対し、1,842件の決定を行った（1件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、取下げを除く請求件数より決定件数が多くなっている。）。その内訳は、全部公開決定が936件と最も多く、次いで部分公開決定（一部非公開）が757件、不存在による非公開決定が109件となっている。

区分		23年度(件)	22年度(件)
行政文書公開請求の件数		2,101	1,708
請求方法 別内訳	窓口に提出	774	707
	府ホームページからの入力	637	396
	ファクシミリで送信	568	426
	郵送	122	179
行政文書公開請求の取下げ件数		382	167
行政文書公開請求の件数（取下げ件数を除く。）		1,719	1,541
実施機関の決定の件数 (注) 1		1,842	1,741
決定内容 別内訳 (注) 2	全部公開	936	723
	部分公開	757	785
	全部非公開	9	26
	不存在による非公開	109	201
	存否応答拒否による非公開	26	6
	適用除外による非公開	5	0
	要件不備による非公開	0	0

(注) 1 1件の公開請求について複数の決定が行われる例

- ・1件の公開請求に対象となる行政文書がある項目とない項目が含まれているため、公開・非公開等の決定と不存在による非公開決定を行う場合
- ・文書を管理している室課所ごとに決定を行う場合

2 非公開決定の内容

- 部分公開（一部非公開）：個人のプライバシー情報や法人の正当な利益を害する情報などの非公開情報が記載されていることを理由として文書の一部を非公開とし、他の部分は公開する決定。
- 不存在による非公開：文書の保存期間が経過しすでに廃棄した場合や作成又は収受していない場合など対象となる行政文書が存在しないことを理由とする非公開決定。
- 存否応答拒否による非公開：行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報が明らかになることを理由として、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定。（第12条）
- 適用除外による非公開：刑事訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開条例を適用しないこととされていることを理由とする非公開決定。（第40条）
- 要件不備による非公開：行政文書を特定するに足りる事項の記載がない等の公開請求の要件を満たさないことを理由とする非公開決定。（第7条第1項）

### [非公開事由の適用状況]

非公開決定（不存在による非公開及び適用除外による非公開を除く。）の非公開事由としては、個人情報を理由とするものが497件と最も多く、次いで、公開すれば法人等の正当な利益を害する情報（法人等情報）であることを理由とするものが477件となっている。

区分	非公開理由	23年度(件)	22年度(件)
公開しないことができる情報	法人等情報（8条1項1号、2項1号）	477	510
	任意提供情報（8条1項2号、2項1号）	0	1
	意思形成支障情報（8条1項3号、2項1号）	0	0
	事務執行支障情報（8条1項4号、2項1号）	142	91
	公共安全支障情報	57	35
	内 公共安全支障情報（8条1項5号）	1	4
	訳 公共安全支障情報（8条2項2号）	13	8
	公共安全支障情報（8条2項3号）	46	23
	公開しては個人情報（9条1号）	497	565
公開してはならない情報	法令秘情報（9条2号）	0	0
部分公開+全部非公開+存否応答拒否による非公開の総数		792	817

### [実施機関別処理件数]

実施機関別・担当部局別では、都市整備部（687件）に対する請求が最も多く、次いで、住宅まちづくり部（180件）である。

担当部局名	23年度(件)	22年度(件)
知事	1,590	1,428
担当部局別内訳	政策企画部	77
	総務部	77
	府民文化部	167
	福祉部	135
	健康医療部	125
	商工労働部	28
	環境農林水産部	113
	都市整備部	687
	住宅まちづくり部	180
	会計局	1
教育委員会	86	102
選挙管理委員会	18	38
人事委員会	2	2
監査委員会	0	2
公安委員会	0	0
労働委員会	1	7
收用委員会	1	1
海区漁業調整委員会	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0
水道企業管理者	—	112
警察本部長	124	70
計(注)	1,822	1,762

(注) 知事に対する請求で複数の担当部局にまたがるものは各担当部局に計上しているため、請求件数と一致しない。

### [不服申立ての処理状況]

公開請求に対する実施機関の決定について、平成23年度は25件の不服申立てがあった。

不服申立ての処理については、情報公開審査会の答申を尊重して再決定することとなっており、平成23年度については、11件の再決定が行われた。

区分	係属事案 計	取下げ 件数	処理件数					答申待ちの 件数
			計	認容	一部認容	棄却	却下	
21年度の諮問事案	1件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件
22年度の諮問事案	27件	0件	9件	2件	2件	5件	0件	18件
23年度の諮問事案	25件	1件	1件	0件	0件	1件	0件	23件
計	53件	1件	11件	2件	2件	7件	0件	41件

## 2 法人文書の公開

法人文書の公開の請求件数は36件であり、取下げを除く31件に対し、各実施法人は33件の決定を行った。その内訳は、全部公開決定が15件、部分公開決定が16件、不存在による非公開決定が2件であった。なお、部分公開決定（16件）の非公開事由としては、個人情報を理由とするもの、及び、法人等情報を理由とするものがそれぞれ10件あった。

(法人別文書請求件数)

区分	23年度(件)	22年度(件)
大阪府立大学	6	4
大阪府立病院機構	4	3
大阪府住宅供給公社	11	11
大阪府土地開発公社	7	4
大阪府道路公社	8	3
合計	36	25

(法人文書公開請求及び実施法人の決定の状況)

区分	23年度(件)	22年度(件)
法人文書公開請求の件数	36	25
法人文書公開請求の取下げ件数	5	3
実施法人の決定の件数	33	22
決定内容 別内訳		
全部公開	15	10
部分公開	16	12
全部非公開	0	0
存否応答拒否による非公開（公開請求拒否）（第12条）	0	0
不存在による非公開	2	0
適用除外による非公開（第40条）	0	0
要件不備による非公開（第7条第1項）	0	0

(注) H23年度は1件の公開請求について、項目別に分割して決定が行われる場合があったため、取下げを除いた請求件数（31件）より決定件数が多くなっている。

### 3 情報の公表

「情報の公表制度の実施に関する要領」に基づき府政情報センターで公表した資料等の件数は、672件であった。このうち、450件については、その内容の全部を府のホームページに掲載した。また、府政情報センターで公表していない資料についても、府のホームページに掲載し、公表を行った。

公表した資料等の件数		23年度(件)	22年度(件)
		672	777
内訳	府政に関する基礎情報	306	401
	政策形成過程情報	214	239
	その他	152	137

(注) 公表した資料等の内訳について

- 府政に関する基礎情報
  - ・ 府が保有している情報の検索に資する資料
  - ・ 府の施策、計画、指針等の概要
  - ・ 府の事務事業の概要（各室・課（所）等毎）
  - ・ 府の事務事業の評価の結果又はその概要
  - ・ 府の基本的な事務に関する要領、要綱、手引書等
  - ・ 府政に関する主要な調査の結果又はその概要
  - ・ 府の出資法人の組織、事業及び決算等の概要（条例第2条第4項に規定する実施法人及び条例第34条第2項の規定に基づき実施機関が定める出資法人に係るもの）
  - ・ 府の施設の管理に関する指定管理者との基本協定等
- 政策形成過程情報
  - ・ 府の基本的な施策、計画、指針等の策定及び重要な改廃等に係る案又は主要な検討資料
  - ・ 府民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例、規則等の制定又は改廃に係る案の内容又はその概要
  - ・ 府の重要な政策決定等に関する部長会議等の協議又は報告の概要及び提出資料
  - ・ 府政に関する意見募集の結果又はその概要
- その他
  - ・ 上記以外で、各室・課（所）の長が適当と認めたもの

### 4 情報の提供

府政情報センターの利用件数は9,832件であり、職員による情報提供が最も多く、4,011件であった。

情報の提供の件数		23年度	22年度
		9,832件	10,822件
内訳	職員が応対して情報提供	4,011	4,483
	開架資料の閲覧	3,970	3,981
	府政刊行物の販売	1,273	1,926
	行政文書等複写申出	541	541
	その他	37	79

※平成22年度運用状況より「府政刊行物の販売部数」から「府政刊行物の販売件数」に変更。

## 5 会議の公開

公開制度の対象となる審議会等は、平成23年度末現在で378あり、このうち246の審議会等が公開会議（議題等により非公開とする旨の留保付きのものを含む。）であった。

公開会議のうち、平成23年度は、198の審議会等で延べ492回の会議が公開で開催された。

区分	23年度	22年度
開催回数	492回	455回
傍聴者数	2183人	1486人

(注) 審議会等とは、外部委員で構成され、府の事務について審議を行うための機関。

## 6 出資法人の情報公開

府では、出資法人の情報の公開に関する指導指針に基づき、府の出資法人のうち、府の事務と特に密接な関係を有する法人を対象に、自主的に情報公開申出制度を実施するよう指導している。

平成23年度は対象法人すべて（23法人）で自主的に情報公開申出制度が実施され、情報公開の申出の件数は、1法人において計1件であった。

なお、平成23年度は情報公開申出に対する出資法人の決定について、苦情の申出はなかった。

区分	23年度	22年度
情報公開申出制度実施法人数	23法人	25法人
公開申出のあった法人	1法人	2法人
公開申出の件数	1件	2件
決定の件数	1件	2件
決定内容	全部公開	1件
別内訳	部分公開	0件
	全部非公開	0件
	存否応答拒否による非公開	0件
	不存在による非公開	0件